

今後の市立保育所の機能と役割についての考え方

【保育所機能の地域展開】

保育所機能としては、保育所保育指針において規定があるが、児童福祉施設としての保育所の役割と子育て支援を行う保育所としての役割とに細分化してみると、その役割を次のように考えることができる。

【児童福祉施設としての保育所】

児童福祉施設としての保育所の役割は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならないと規定されている。

これは、保育指針の根幹を成す理念であり、子どもの最善の利益を守り、子どもたちを心身共に健やかに育てる責任が保育所にあるということを明らかにしている。

さらに、様々な人との出会い、関わりを持ちながら成長していくために、乳幼児期にふさわしい生活の場を豊かにつくりあげていくことが重要であり、そういう機能や役割が求められている。

【子育て支援を行う保育所】

子育て支援を行う保育所としての役割は、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものであると規定されている。

また、地域の子育て家庭に対する支援については、児童福祉法第48条の3において、保育所の努力義務として規定され、地域の子育て力の向上に貢献していくことが役割として示されている。

さらに、保育所が行う子育て支援は、児童虐待防止の観点からも、重要なものとして位置づけられている。

【保育所の特性】

なお、保育所の特性としては、専門性を有する保育士による保育をはじめ、家庭との連携や発達過程を踏まえた保育、また、計画的な保育環境の構成、さらには、養護と教育の一体性として、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられていくように援助することなどが、保育所保育指針に規定されている。

【保育行政における今日的課題】

保育所保育指針

平成 20 年 3 月に改定された保育所保育指針の総則 4 に示されている「保育所の社会的責任」は、保育所の今日的課題として、新たに規定された項目である。

その内容は、子どもの人権の尊重、保護者や地域社会への説明責任、個人情報の適切な取扱いと苦情解決の 3 つを、保育所の社会的責任として、保育所が、その役割と責任を確実に果たしながら、社会的信頼を得ていくことが求められていると位置づけられている。

保育所の社会的責任を果たすために、保育所指針に基づく自己評価を行い、その内容を保護者や地域社会に伝えていくこと、また、保育課と協議したり、その助言や支援を受けながら保育の質の向上を図っていくことが求められている。

子ども・子育て新システム

現在、国において、全世代型の社会保障の構築を目指す社会保障改革において、国民の安心確保のための最優先項目の一つとして、子ども・子育て新システムについての議論がなされている。

また、本年 7 月には、基本制度ワーキングチームにおいて、これまでの議論の到達点として、中間とりまとめが行われ、給付設計や幼保一体化を中心とした制度設計が示されるとともに、今後の検討課題が明確にされたところである。

今後は、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」及び「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」を踏まえ、平成 23 年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出することが示されている。

また、本格実施に向けて、国・地方、事業主、利用者の費用負担や子ども・子育て包括交付金（仮称）のあり方、国における所管のあり方、ワーク・ライフ・バランスのあり方、さらには、地域の実情に応じた給付・事業の提供のための仕組みのあり方や検討課題などを議論し、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議（仮称）や国の基本指針など可能なものから段階的に実施することとしている。

本市においては、今後も、国の動向を十分に注視し、適切に対応することが求められている。

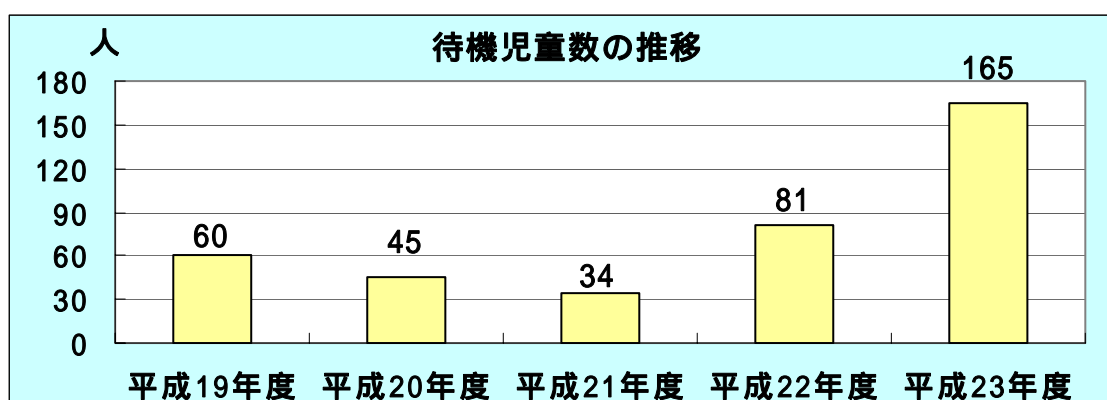
【本市の特性を踏まえた今日的課題】

待機児童の状況

平成23年4月1日現在では、待機児童が165人となっており、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。

本市では、待機児童の解消に向けて、これまでから公・私協調し、定員の弾力化に取り組むとともに、私立保育園に対する建設補助などを通じて、その解消に取り組んできたところである。

また、平成24年4月には、保育園の新設及び建替に伴い、約150人の定員の増加を見込んでいるが、今後においても、待機児童の解消に向けた取組を進める必要がある。



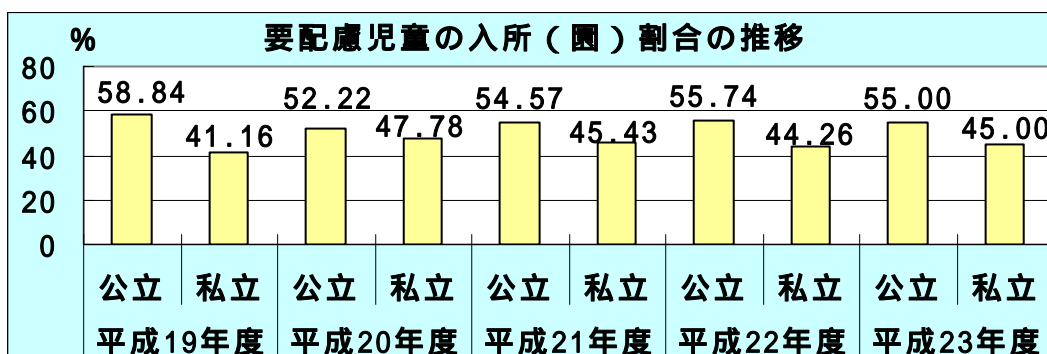
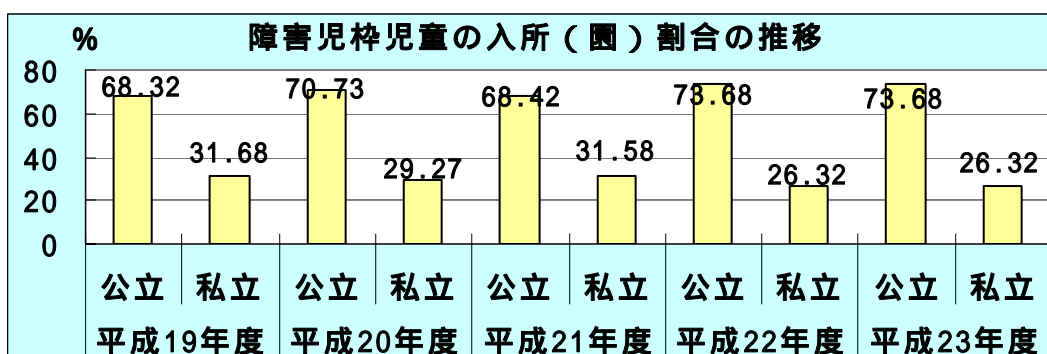
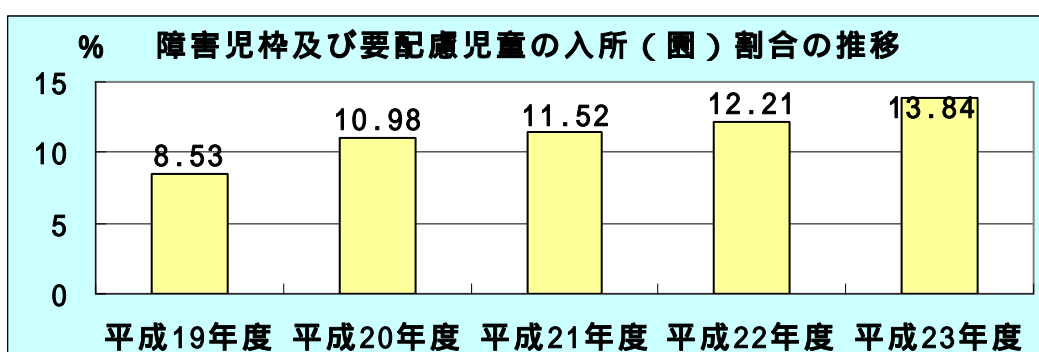
障害児保育の状況

障害のある子どもの保育については、保育所保育指針をはじめ、関係法令（発達障害者支援法など）に規定されており、公・私を問わず、その適切な実施が求められているとともに、これまでから、公・私連携した取組を実施している。

また、集団保育の中で乳幼児期から互いに尊ばれる存在であることを認め合う児童を育成することを目的として、「茨木市障害児保育実施要綱」に基づき、適切に実施している。

一方、障害児及び要配慮児の児童については、増加傾向にあるとともに、公立・私立における障害児及び要配慮児の入所（園）児童割合については、いずれも、公立保育所への入所割合が高い状況である。

今後とも、公・私連携した取組を継続しつつ、公立保育所の機能と役割としての位置づけも考慮しながら、積極的な対応が求められる。



障害児枠児童とは、身体障害者（児）手帳及び育手帳を有する児童、又は、吹田子ども家庭センター等の公的関係機関、医療機関において「障害」又は「発達遅滞」が認められる児童のこと。また、要配慮児童とは、個別に支援が必要な児童（障害児枠児童を含む）のこと。

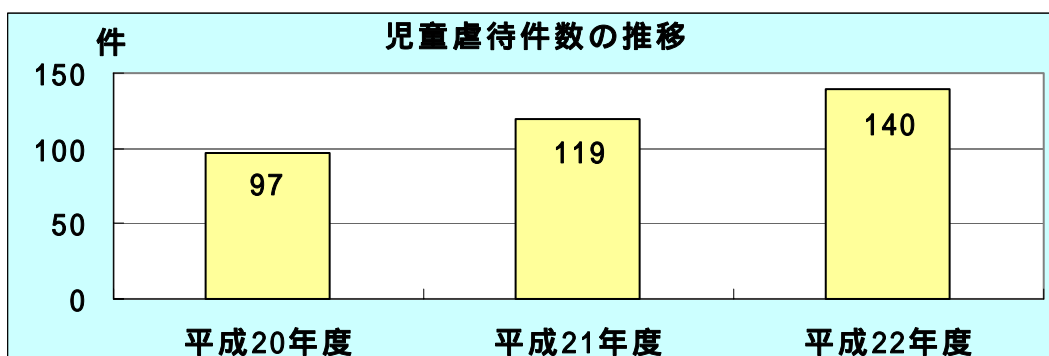
なお、上記「要配慮児童の入所（園）割合の推移」には、障害児枠児童を含まず。

児童虐待の状況

児童虐待にいたってしまった親子に対し、子どもへの関わり方等の相談を受け、子育てへの不安感・負担感の軽減に努めている。

また、所属機関での見守り・相談が受けられるように、在宅で子育てをしている親子に対して、保育所等への入所を促し、被虐待児・保護者ともに支援の充実を図っている。

家族の再統合に向けては、子ども家庭センターと連携を図り、被虐待児の家庭復帰後の支援を推進している。



本市の財政状況

平成24年度の本市の財政見通しは、歳入においては、普通交付税は若干の落ち込みはあるものの、市税等の一般財源は前年度と同程度を確保できる見込みであり、歳出においては、少子高齢化の進展等に伴う社会福祉関係経費の著しい伸びが予測されるものの、職員数の適正化等による人件費の減少及び公債費が前年度と同程度の低い額で推移することなどから、政策事業経費を含めた収支は、ようやく均衡する見込みである。

しかし、安全で安心な市民生活を確保するための防災対策や街路整備、学校の耐震化、地域経済の活性化、地域力の向上、子育て支援の推進や福祉・教育施策の充実など、取り組むべき事業が山積している。加えて、将来のまちの発展につながる立命館大学の進出支援やJR新駅設置関連事業を着実に推進するには、今後、多額の財源が必要とされる。

したがって、行財政運営にあたっては、徹底した経常経費の削減と適切な事業の見直しにより財源を創出し、行政課題への的確な対応と市民サービスの充実、そして、将来のまちの発展を担う大規模事業の財政負担に備えた「将来にわたる財政の健全性の確保」を見据え、堅実に進めていく必要がある。

平成24年度予算編成方針より

就学前児童の状況

0歳から5歳児の就学前児童の状況については、幼稚園に在園している児童が28.5%、保育所が25.7%、幼児教育施設が1.2%、その他が44.6%となっており、特に、0歳から2歳においては、在宅で子育てをしている比率が高くなっている。

また、次世代育成支援行動計画における意識調査の結果では、「子育ての辛さを解消するために必要な支援・対策」として、地域における子育て支援（一時預かり、育児相談など）の充実が求められていることが考察できる。

したがって、在宅子育て家庭を含め、すべての子育て家庭に対する積極的な支援を推進する必要がある。

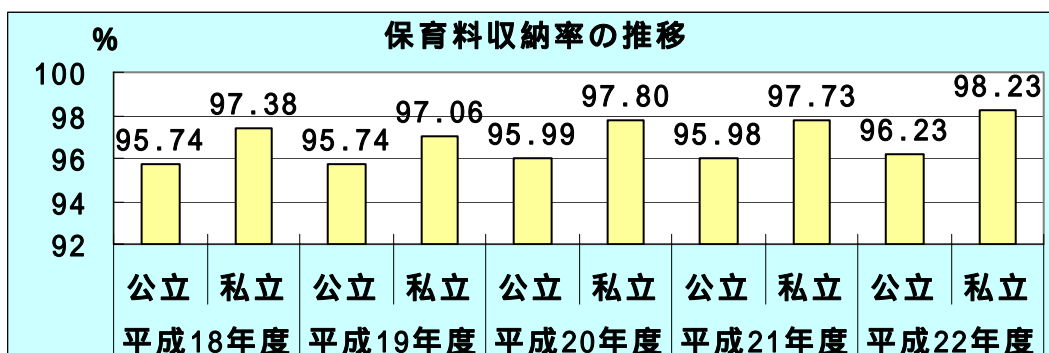
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
人口	2,708	2,739	2,830	2,633	2,881	2,811	16,602
幼稚園	-	-	-	1,010	1,853	1,870	4,733
	-	-	-	38.4%	64.3%	66.5%	28.5%
保育所(園)	322	673	759	803	878	828	4,263
	11.9%	24.6%	26.8%	30.5%	30.5%	29.5%	25.7%
幼児教育施設	-	-	-	55	73	67	195
	-	-	-	2.1%	2.5%	2.4%	1.2%
その他	2,386	2,066	2,071	765	77	46	7,411
	88.1%	75.4%	73.2%	29.1%	2.7%	1.6%	44.6%

人口は、住民基本台帳・平成21年4月末日現在 就園状況は、平成21年5月1日現在
百分率は小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%にならない場合がある
資料：こども政策課

茨木市次世代育成支援行動計画（後期計画：平成22～26年度）より

保育料の収納状況

保育料の収納状況については、保育サービスの対価として考えられる保育料の収納率の向上をめざし、休日窓口の開設や電話による督促など、積極的な対応に取り組んでいる。



今後も、効率的・効果的な保育所運営や保育サービスの充実に取り組むためにも、より一層、積極的な収納率の向上を図る必要がある。(各年度の出納閉鎖(5月末)時点の状況)

【現状を踏まえた今後の考え方】

保育所機能の地域展開を踏まえると、大きく2つの視点からの機能と役割を有することが望ましいと考えられる。

1つ目の視点としては、児童福祉施設としての保育所の機能と役割であり、この部分については、これまでから、児童福祉施設最低基準や保育所保育指針に基づき、適切に実施していると考えられる。

一方、本市の特性を踏まえた今日的課題でもある待機児童の解消に向けて、これまで以上に、公・私連携した取組が求められているとともに、保育所保育指針に示されている保育所の役割と責任を確実に果たしながら、社会的信頼を得ていくことが求められている。

2つ目の視点としては、子育て支援を行う保育所としての機能と役割であり、今日的課題を踏まえた重要な機能と役割が求められていると考えられる。

それは、入所児童及び保護者はもちろんのこと、在宅子育て家庭におけるセーフティネットとしての役割を担うことが重要であり、児童虐待防止の観点からも、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、地域の子育て力の向上に努める必要がある。

また、平成18年1月に決定した「茨木市立保育所民営化基本方針」に示す市立保育所の機能と役割における現状の取組を十分に認識し、継続が必要な取組についても、実施方法や連携手法などを検討するとともに、市立保育所の機能と役割として、より一層、積極的な対応が求められる、障害児保育を継承しつつ、発達障害の子どもたちも含めた、在宅子育て家庭に対する支援を積極的に進める必要がある。

<まとめ>

新たな民営化基本方針に位置づける「市立保育所の機能と役割」については、今後、継続した取組を含め、具体的な施策や事業を検討し、その実効性を確保しつつ、市立保育所の機能と役割(責務)を示すこととする。

その方向性としては、

平成 23 年 8 月に策定した「茨木市立保育所民営化事業評価に関する報告書」における評価結果を踏まえ、基本的には、平成 18 年 1 月に決定した「茨木市立保育所民営化基本方針」における市立保育所の機能と役割を継承すること。

保護者の保育ニーズを十分に勘案し、児童福祉施設としての保育所の機能と役割として、現状の取組を継承しつつ、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するとともに、支援を必要とする入所児童及び保護者のセーフティネットとしての機能と役割を有すること。

市立保育所は、地域の子育て拠点の一つとして、既存の子育て支援ネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しつつ、より一層、地域の子育て力の向上を目指すこと。

市立保育所は、地域の子育て拠点の一つとして、在宅子育て家庭の子どもに対するセーフティネットとしての機能と役割を有するとともに、発達障害の子どもたちも含めた、在宅子育て家庭における障害のある子どもたちへの支援に努めること。

今後、継続した取組を含め、具体的な施策や事業を明らかにし、市立保育所の機能と役割の実効性を確保すること。